

防府市民間活力導入検討委員会設置要綱

令和3年2月1日制定

(設置目的)

第1条 JR防府駅北西エリアへの民間活力導入について必要な事項を検討するため、防府市民間活力導入検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の事項を所管する。

- (1) 防府市がJR防府駅北西エリアに所有する土地（以下「土地」という。）の売却方法に関する事項
- (2) その他JR防府駅北西エリアへの民間活力導入に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者の内から市長が依頼する。

2 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 金融機関の代表者
- (3) 不動産に関する団体等の代表者

(会長及び副会長の職務)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ、委員の互選により選任する。

2 会長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。

2 第3条第2項第2号及び第3号に掲げる委員は、やむを得ない理由により

会議に出席できないときは、あらかじめ委任状（別記様式）を提出し、会長の承認を得て代理人を出席させることができる。ただし、代理人は委員の所属する団体等の構成員に限る。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、防府市総務部行政管理課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、市長が委員会の委員を依頼した日から施行する。